「GET-UP Tohoku」起き上がれ東北！～グリーンエネルギーをまだ見ぬ情熱へ～
参加規約

制定：令和３年７月１日
改正：令和5年１０月5日　２０２３０８２５電準第２号
改正：令和6年4月18日　２０２４０４１５電準第１号

（名称）
第１条　本会は、「GET-UP Tohoku」起き上がれ東北！～グリーンエネルギーをまだ見ぬ情熱へ～と称する。

（目的）
第２条　本会は、地域新電力や発電事業者、地方公共団体等（以下「地域新電力等」という。）を核として、会員及びサポーターズ等から構成されるネットワークを構築し、地域におけるカーボンニュートラルリソース（再生可能エネルギー、水素及び省エネルギー等をいう。以下同じ。）の供給や地域活性化に向けた取組を推進し、産業界と地域の双方の発展を目的とする。
２　前項の地域新電力とは、自治体の出資を受けているまたは協定等を結んでいるみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）以外の小売電気事業者をいう。
３　第１項のサポーターズとは、地域新電力等の取組を支援する者をいう。

（活動内容）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
一　地域におけるカーボンニュートラルリソースの供給や地域活性化等に関する情報の収集・提供
二　会員間の情報共有及び相互啓発、連携強化に関する活動
三　地域におけるカーボンニュートラルリソースの供給や地域活性化等に関する講演会・勉強会等の実施
四　地域におけるカーボンニュートラルリソースの供給や地域活性化等に取り組む企業や団体等と連携した活動
五　その他本会の目的を達成するために必要な活動

（会員）
第４条　本会の会員は、本会の目的に賛同し、本規約を遵守する団体や企業等であって、以下の各号から組織する。
一　地域新電力等
二　サポーターズ
三　その他事務局が本会の活動に必要と認めた者

（会員登録）
第５条　本会への加入を希望する者は、申込書を提出し、事務局が承認することで会員となる。
２　会員は、書面により届け出て退会することができる。
３　会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。
一　本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
二　会員等が解散又は営業を停止したとき
三　暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
四　その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

（会費）
第６条　本会の会費は、無料とする。

（他団体等との連携）
第７条　本会の目的を達成するため、本会の趣旨や理念に賛同する組織、団体と積極的な連携を図るように努める。

（事務局）
第８条　本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局は、東北経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課カーボンニュートラル推進室が行う。なお、必要に応じて事業請負者へ事務局を委託することができる。
３　事務局は、規約の制定及び改廃に関する事項を決定する。

（情報公開及び個人情報の保護）
第９条　本会は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容等を公開する場合がある。ただし、機密情報は非公開とする。
２　本会の運営上知り得た個人情報の保護を適切に行うものとする。
３　会員は、本会を退会後も前項の規定が適用されるものとする。

（雑則）
第１０条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、事務局が本規約と別に定める。

附則
この規約は、令和３年７月１日から施行する。
附則（２０２３０８２５電準第２号）

この規約は、令和５年１０月５日から施行する。

附則（２０２４０４１５電準第１号）

この規約は、令和６年４月１８日から施行する。